

社会福祉 あきた

NO.
352
2019.10.30



【集中】
糸鋸作業に集中している利用者（→詳細はp.9
“こだわりの品質”をご覧ください!）

特集

P2 包括的支援と多様な参加・協働の推進に向けて

- P6 「いきいき長寿あきた2019ねりんピック福祉・文化のつどい」を開催します!
- P7 【県社会就労センター協議会】共同受注窓口をご利用ください
- P8 あなたの能力を再発見! ~介護の現場で活躍しませんか~
- P9 シリーズ“こだわりの品質”(愛仙)
- P10 皆様の善意
- P12 じぶんの町を良くするしくみ。赤い羽根共同募金



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

特集 包括的支援と多様な参加・協働の推進に向けて in秋田

国では、「地域共生社会の実現」に向け様々な取組みを進めています。本年7月には、有識者における検討会（地域共生社会推進検討会）により、“断らない相談支援”、“社会とのつながりや参加の支援”、“地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援”の3つの機能を有する包括的な支援体制の整備と多様な主体の参画による地域活動の促進が重要であることが示されました。

その背景には、高度経済成長に伴う生活環境の向上、核家族化の進行に伴う家族機能の変容、地域における人間関係の希薄化などにより、これまでのような家族や近隣住民による助け合いの機能が脆弱化し、地域における生活課題に対応できなくなっている地域が多くあることが挙げられ、少子高齢化の進行が著しい本県においても同様の状況にあります（本県の平成30年7月現在の高齢化率は36.3%）。

介護保険制度など、高齢、障害といった各分野別の公的制度やサービスは拡充されてきましたが、制度やサービスが充実しても、それらの支援対象にならない生活課題を抱える方、困っていても自ら声をあげないことから専門職の目が向かない方、複数の分野にわたる課題（8050問題のような複合的なニーズ）がある世帯など、困りごとを抱えながらも必要な支援に結びつかないケースが深刻な課題となっており、複雑・多様化した生活課題への対応の難しさが指摘されてきました。「誰もが暮らしやすい地域づくり」に向けては、制度や分野を超えた地域の多様な機関や人材の参画を得た活動を進めていくことが重要であり、社会福祉協議会（以下「社協」）を含めた社会福祉法人やNPO法人などへの期待は益々大きくなっています。

本会においても地域福祉活動計画に基づき、市町村社協や社会福祉法人、施設、民間福祉関係団体等と協働で地域共生の仕組みづくりに取り組んでいます。本誌では、これまでも地域共生社会の実現に向けた県内各地の取組みを紹介してきましたが、今号では「包括的な支援と多様な参加・協働の推進」に焦点を当て、独自の視点で支援を実践している行政・法人に御寄稿いただきました。今後は、これまで以上に各地域において行政や法人等が協力して様々な支援の取組みを進めていくことが求められますので、そのヒントとして御覧いただき、地域での活動に御活用ください。



まるごと支援班の職員

小坂町では人口減少が進んだことにより、地域の課題解決力の低下や福祉保健分野における支援体制の維持が課題となっています。加えて、近年は住民の働き方や住まい方が多様化し、複雑さを増す支援ニーズにも早期に対応する必要にも迫られていました。そこで、

行政の視点

「まるごと支援班」
小坂町多世代型・地域包括支援センター「まるねっと」

小坂町

平成29年度に小坂町福祉総合計画（地域福祉計画に相当。平成30年4月施行）を策定しました。包括的相談支援体制の構築は、この計画に基づき、平成30年7月にまるごと支援班（小坂町多世代型地域包括支援センター「まるねっと」）を設置したことから始まります。制度が異なる地域包括支援センター、保健センター、障害者相談支援事業所、居宅介護支援事業所、子育て世代包括支援センターの5つの機能を一体化し、生まれる前から高齢期までの支援を一元化した体制で行えるようにし、制度が複合的・複雑的に絡むような支援ケースにも分野横断的かつ継続的な支援ができるように改めました。

まるごと支援班を町の相談支援機関の核に位置付け、社会福祉協議会が行っている生活困窮者自立支援などと連動性を持たせるなど、町内外で支援に関わる様々な関係者との連携を大切にしています。その考え方のベースとなるのは、アウトリーチを基本とした早期アプローチと職域を超えたチームアプローチ（協働による多機関支援）です。連携の手法や人材育

成などの課題はありますが、支援の調整機能や協働による多機関支援をどのように構築し、深めていくかを考える契機となったことに非常に大きな価値がありました。

また、この多機関支援は個別のケース支援に留めていません。地域の中で人と人とのつながりを切らず、今ある地域の中で支え合いをより広げる目的から、地域の土壌づくりも併せて行っています。具体的には、住民個々の生活状況の把握と社会参加の意識醸成を図るとともに、自分たちが暮らす地域の将来を地域で一緒に考えていくことを目的に、概ね町内会レベルに当たる37地区を対象にした「見守りネットワーク情報交換会」を行っています。社会参加は介護予防の分野で積極的に推進されていますが、個人や世帯を取り巻く社会（地域）環境を整えることにより、社会的孤立をなるべく生まないようにするにはどのようなアクションを起こすべきかを地域とともに考えるきっかけとなったと感じています。

地域住民と対話をしていく中で得られた住民の生活状況や課題などは、先に述べた分野横断的な多

機関支援を行う際にも活用することができません。また、地域において社会参加の意識が醸成され、各地域で異なる課題やニーズを踏まえた住民主体による通いの場や助け合いの取組みも広がりつつあり、地域の課題解決力を維持することに繋がってきています。

これらの取組みを進めていく上で大切なことは「ビジョンを持つこと」「誰のためか（本質）を考えると」「状況に応じ柔軟に改善すること」だと考えています。（小坂町福祉課 町民福祉班 三政貴秀）



秋田県が推進する「一人の不幸も見逃さない運動」を実践する藤里町社協では、秋田県社協からの「地域福祉トータルケア推進事業」のモデル地区指定を機に、『福祉でまちづくり』を合言葉に、独自の「藤里方式」手法での展開を始めま

した。弱者の発見と救済では終わらず、支援する人・される人を分けず、誰もが参画できる地域づくりを、法人全体でCSW（コミュニティソーシャルワーク）機能を果たすという視点で取り組んでいます。

○平成18年、地域包括及び地域活動支援センターを受託し、一体的な運営で総合相談体制を整えました。既存の制度で対応できない狭間の部分は社協CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が対応し、報告段階では制度対象者別に分けるものの、受付段階で断らない対応が可能になりました。

○平成22年、「こみっと」を開設し、ひきこもり者等を対象に活躍支援事業を開始しました。

【情報提供のための訪問活動】実態把握が困難と言われるひきこもり者等に対しても、「藤里方式」は有効でした。民間の社協が任意の事業を推進する上で、何よりも重要なのが、当事者の同意を得た名簿を作成することです。福祉の対象者にされることを嫌う人も多

中、一人暮らし高齢者、障がい者等の同意を得て名簿作成を行ってきた手法の成果だと考えていま

す。113人から訪問活動の了解を得て対象者名簿を作成、年3〜4回程度の情報提供によって、5年後には内88人が自分の意思でひきこもり状態を脱し、その殆どが一般就職しました。

【地域と連携した多様な支援】お食事処の運営、キッチュの製造販売等、多彩な活動から自分で選択できる仕組みがあります。同時に「こみっと共同事務所」では、地域の様々な団体と事務所を共有しており、社協事業での活動や、シルバーバンク会員と共に地域で働く「こみっとバンク」活動も可能です。活躍の場があること、地域で対等の関係性を持つことが、一般就職率の高さの大きな要因と考えています。

○平成27年、活躍支援の対象を全町民に広げて「誰もが担い手になれる地方創生事業」を開始し、人づくり・仕事づくり・若者支援の3本柱で展開しています。

【人づくり】平成29年、全世代が登録できるプラチナバンクを立ち上げました。現在、登録会員は20代から90代の360人で、体力に自信のない高齢の会員と経験不足の若者が協働することで、お互いの

力が活かれています。請け負った仕事を複数の会員で実施してきたことで、依頼が着実に増え、人手不足の地元企業の一助となりました。定期的に実施する求職者支援事業（介護福祉士実務者研修等）は、町外からの受講者も多く、人材不足の福祉現場で活躍しています。

【仕事づくり】こみつと発の「白神まいたけキッシュ」や「こみつとうどん」を、現在はプラチナバンク会員が町の特産品として安定供給しています。更に、山の恵みを活かした伝統的な山菜加工品を売り出し、山菜バイキングや根っこビジネスも展開。地域と協働で取り組む仕事づくり事業は、白神山地で暮らす先人の知恵を語り継ぐ場にもなっています。

【若者支援】平成27年から、こみつとの活躍支援事業を「藤里町体験プログラム」として町外に開放しています。通年で様々なコースがあり、参加者も多様で、東京都品川区等と連携した企画も始まりました。小さな町限定だったひきこもり等支援は、全国の若者が自分の可能性を広げる仕組みとして動き始めています。（社会福祉法人藤

里町社会福祉協議会 事務局長 菊地 孝子）



国は、地域共生社会に向けた地域の体制について、社会福祉法第四条に第二項を追加し、地域住民が地域で困っている人（地域生活課題）を発見したら、地域の様々な支援を行う機関（支援関係機関）と連携して解決を図るよう留意するものと規定しました。その支援関係機関の責務を同第六六条の二に規定し、こうした機関が地域で十分に機能できるように市町村は地域の包括的支援体制の整備に努めるよう同第六六条の三に定められました。

湯沢市では厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築」モデル事業の指定を受け、当法人が事業を受託して

います。

湯沢市は、本モデル事業を契機に「市役所がまず、共生社会」になる」を掲げ、地域福祉推進庁内会議を設置し、各課で把握した住民の地域生活課題を「つながりシート」で市役所福祉課につながる体制をつくりました。

また、市内の行政、支援関係機関等からなる「ライフステージサポート体制推進会議」を設置し、市内の地域生活課題が市役所福祉課につながる包括支援体制づくりを行いました。これは、「地域共生社会とは何か」を関係機関が共有する取り組みです。

地域共生社会は
「地域共生社会」は、地域の全ての住民がお互いに認め合って共に生きる社会であるが、それを実現するための具体的基本事項は、 ① 既存の制度は生かすこと。 ② 既存の制度で対応できない地域課題は、必ず「つながる」ことを共有する地域であること。 ③ その「つながる」所が、地域に共有されていること。 ④ 「つながる」課題を多機関協働で協議する場（体制）ができていること。 ⑤ 多機関協働を兼ねる人材（体制）が確立されていること。 ⑥ 自治体の庁内が共生社会になること。 ⑦ 全ての住民が、お互いに認め合って、共に生きる社会を構築する社会連携資本が創られるネットワークが構築されていること。
全ての住民がお互いに認め合う、共に生きる社会の構築は、住民の「頭つた！」が、必ず「つながり」、多機関協働によって係われる体制ができること、それが共生社会実現の「鍵」
地域共生社会の実現の基礎は、「包括的な相談支援体制」ができること。この体制ができない限り、地域共生社会の実現は具体的に進まない。 今までどおりの観測のままで

（寄稿者作成）

地域共生社会とは、地域で困っている人が、必ずつながることに、地域で孤立しない、排除されない社会を構築することで、地域住民が共に生きていける社会を構築する地域づくりを共有することです。

介護保険や障害福祉などの制度の専門職だけで解決できる地域生活課題なら今までどおりの仕組みでよいのですが、複数の課題を抱えている世帯は、制度単独の介入では解決できません。

このモデル事業では、専門職等を招集し、世帯全体を包括的に調整する相談支援包括化推進員を配置したことで、制度専門職では解決できなかった世帯の課題を多機関協働により解決してきました。

その結果、湯沢市では二年間で16件の課題を解決することができました。言い換えれば、人口四万五千人の湯沢市で、既存制度だけでは解決の目途が立たず、悩んでいた世帯が16件あり、解決の目途がないままになっていたという事です。

湯沢市の特徴として、第一に、相談支援包括化推進員には、制度

の背景をもたないスーパーバイザー（専門職等の指導助言者）を配置したことです。制度の背景を持つ人がこの職に就くと、その制度の背景で解決していきがちになるからです。

第二の特徴は、相談支援包括化推進会議です。この会議は、世帯の課題分析で必要とされたメンバーが集まり、「解決に向けた方針」を決め、世帯に係る多機関の中からキーパーソンを決めます。キーパーソンがその世帯の情報を束ね、多機関・多職種とその情報を共有し、解決に向けた方針に基づいて、同じ説明の仕方（共通言語）で行動することにより、家族も理解しやすく解決に向かっているからです。

地域共生社会の基本は、生活困窮者制度の基本理念である「断らない相談」ではなく、「つながる」相談です。湯沢市でも生活困窮者相談支援機関からつながる相談があります。制度の背景をもたない専門職設置を想定し、厚生労働省で地域共生社会の原型を担当した私の構想を湯沢市で実践しています。（社会福祉法人雄勝なごみ会事務局長 佐藤博）

NPOの視点
「諦めない精神」から
生まれた取組み

特定非営利活動法人
あきた結いネット

あきた結いネットは「秋田県で困っている人をなくそう」をスローガンに、平成25年10月に法人認証された団体です。法人の役員5名すべてが現役の福祉職として活動している福祉専門職の団体でもあります。

現在は「総合相談窓口」として行政や地域包括支援センター、ケアマネジャー、弁護士、警察など多種多様な機関からの相談を受け付けています。寄せられる相談の多くは「住居



あきた結いネットの職員

なし」「身寄りなし」「生活困窮」「触法」です。平成26年から令和元年7月までの相談受付件数は729件、うち「住居なし」は193件となっています。私たちは行政からの委託事業で総合相談事業を行っている訳ではなく、法人内の他の事業から得られた収益を活用し運営を行っています。社会福祉士等の専門職を配置し運営しているため、経営は楽ではありませんが、地域からの求めがある限り続けていきたいと考えています。

私たちには地域で活動する上でのミッションがあります。「地域にある資源を最大限に活かして、無いものは創る」です。地域にある資源とは、法律や各種制度、地域住民や町内会、福祉施設や企業に至るまで全てが資源であり、地域課題があった場合、それぞれの強みを活かすことで多くの地域課題は解決できると信じています。いろいろな資源を結び合わせて今までなかった枠組みを創り出すこと、それが私たちの活動の根っこにある想いです。

トータルライフ支援事業結いの手（以下「結いの手」）を紹介いたします。結いの手は身寄りの無い方

の身元保証や金銭管理サポートを行う事業です。様々な理由で頼れる身寄りがいない方は、アパートを借りる時の身元保証人に困ります。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスを利用する際にも困る場合があります。私たちは、各種職能団体や弁護士、司法書士、企業等と協議を重ね、平成27年4月から結いの手の手業をスタートし、終結ケースを含め70名以上の身元保証や金銭管理サポートを実施してきました。

あきた結いネットは法人設立から6年の間に、ホームレス支援に必要な社会資源（シエルター整備、日用品・衣類の提供等）の開発も手掛けてきました。住む場所の課題の次に私たちが目指すものは、「働ける場」を通じた居場所づくりです。病気や障がいがあっても、子育て中やホームレスであっても、「働きたい」という意欲のある人たちが、いつでも輝ける場所。制度の枠を越えて誰もが集える場所を、私たちは創っていきたくと考えています。（特定非営利活動法人あきた結いネット理事長 坂下美歩）

いきいき長寿あきた 2019 ねんりんピック ～福祉・文化のつどい～を開催します！

いきいき長寿あきた 2019 ねんりんピック～福祉・文化のつどい～は、高齢者が元気で充実した生活ができるよう、「元気にとしよる」をスローガンに高齢者の趣味創作活動の成果を発表する場を設け、生きがい・健康づくりや社会参加活動を促進することによって、健康寿命日本一をめざすことを目的に開催するものです。

開催日 令和元年11月3日(日) 10:00～15:00
会場 秋田拠点センターアルヴェ 2階 多目的ホール
 〒010-8506 秋田市東通仲町4-1
 TEL018-825-3000 (施設受付)

入場料 無 料

催事内容

1 部 (午前)

いきいき講演会

講演・落語(10:00～11:00)
 きり亭たん方(きりてい たんぼう)氏
 「4代目秋田県住みます芸人」



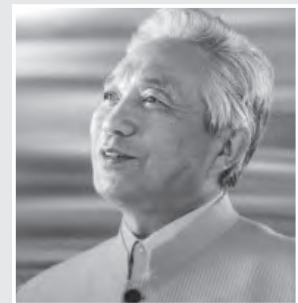
いきいき活動発表

活動発表(11:00～12:00)
 太極拳演舞
 ハープ演奏
 民謡演奏

2 部 (午後)

いきいき講演会

講演(13:00～14:00)
 工藤雄一氏
 日本ラジオ歌謡研究会会長



いきいき活動発表

活動発表(14:00～15:00)
 ダンススポーツ披露
 オカリナ演奏
 体操体験

まちの保健室 (秋田県看護協会 臨海地区支部)

● 血圧や握力の測定を行うとともに、健康に関する相談に応じます。

ねんりん美術展 11月1日～11月3日の3日間(10:00～16:00 ※3日は15:00まで)

● シニアの方々の作品(日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真)を展示します。

問合せ先 地域福祉・生きがい振興部 生きがい・健康づくり担当

TEL018-824-2888 FAX018-864-2742 Eメール ikigai@akitakenshakyu.or.jp

そのお仕事、
受託できます！

共同受注窓口をご利用ください

秋田県社会就労センター協議会では県の委託を受け、令和元年度から共同受注窓口の運営を行っています。

クリーニング

木工

清掃

縫製

印刷

軽作業

製菓

園芸・農業

PC 関係作業

**あなたの発注が
社会就労施設で働く
障害者の
自立を支えます**

【窓口の目的】

県内の社会就労施設への製品やサービスの発注を促進し、受発注が円滑にできるように受注体制を整え、社会就労施設で働く利用者の収入を増やして地域で自立した生活を営めるように支援します。

【引き受け可能な仕事】

クリーニングや印刷、軽作業、農業など、お引き受けできる仕事はまだたくさんあります。詳しくは、秋田県共同受注窓口にお問い合わせください。また、秋田県社会就労センター協議会（秋田県セルフ協）のホームページでも製品やサービスの情報をご覧いただけます。

秋田県共同受注窓口 tel.

各拠点窓口	県北	0186-86-5207 (フードセンターたかのす内)
	県央	018-889-7001 (緑光苑内)
	県南	0187-73-7021 (ありす刈和野内)
	事務局	018-864-2715 (秋田県社会福祉協議会内)

秋田県社会就労
センター協議会HP

.....
<https://www.selp-akita.jp/>

秋田 セルフ

検索

あなたの能力を再発見!

介護の現場で活躍しませんか?

生き生き『ライフ』の介護入門セミナー

「生き生き『ライフ』の介護入門セミナー」を9月に5日間、秋田県社会福祉会館で実施しました。

これは、元気で就労意欲の高い中高年の方を対象に、介護に関する基礎的な知識や介護の仕事・職場についての理解を深めていただくとともに、希望者に対しては介護の職場への就労を支援することを目的としたものです。

なお、この研修は「入門的研修」と位置付けられており、研修受講後、「介護職員初任者研修」や「生活援助従事者研修」を受講する際には、受講科目が一部免除されません。

受講者は、介護保険制度や食事・排せつなどの介護の基本的な方法、認知症に関する講義を受けるとともに、車いすなどの福祉用具の活用方法も実際に体験しました。



特に車いすの体験では、段差や傾斜のある場所での走行の難しさを感じているようでした。また、普通に歩くスピードで車いすを押しした場合に被介護者が感じるスピード感にも驚いているようでした。

いずれの内容にも熱心に耳を傾け、活発な質疑応答が行われました。5日間の研修受講後、希望者

介護職再就業促進研修

介護福祉士等の資格を有しながら、家庭の事情等により離職した方に対して、再度介護現場で活躍していただくことを目的とした今年度1回目の研修を8月20日から2日間、秋田県社会福祉会館で開催しました。

は、別途、介護施設等で2日間の職場体験を行うとともに、就労希望者には本会人材・研修センターのスタッフが介護施設等と勤務条件を調整する等、就労を支援します。

この研修では、介護職の専門性と職業倫理、認知症ケアや高齢者の病気などに関する講義を通して介護に関する知識・技術を再確認しつつ、最近の福祉の動向も学びます。

長期間介護現場を離れた方が、再度就労する際の不安解消に役立つ内容となっています。

2日間の講義の後、別途、介護施設等での3日間の職場体験もあり、本会人材・研修センターでは、この研修修了者の介護施設等への就労も支援しています。



どちらの事業も、参加は無料です。講義だけの受講も大歓迎です。多数の御参加をお待ちしております!

詳しい内容は本会ホームページをご覧ください。左記にお問い合わせください。

問合せ先

施設振興・人材・研修部
 県福祉保健人材・研修センター
 TEL (018) 864-2880
 FAX (018) 864-2877



長い明るい作業室では、利用者の身
 長ほどもある長い秋田杉の板を加

◆秋田杉のコースターづくり

「指定障がい福祉サービス愛仙」は、平成18年にNPO法人秋田ふくしハートネットが開設し、平成24年からは社会福祉法人による運営に移行し、就労継続支援B型事業、生活介護事業、日中一時支援事業等を行っています。
 今回は、就労継続支援B型事業と生活介護事業の利用者の皆さんの作業の様子取材しました。

シリーズ
こだわりの品質
 ～本会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズで紹介～
 仙北市西木町の「指定障がい福祉サービス事業所愛仙」で製作している木工製品等を御紹介します！

「彼は、支援学校で縫製のグループに所属していて、ミシンの作業をしていたそうです。糸鋸とミシ

②の工程を担うのは、特別支援学校を卒業し、愛仙に通うようになって2年目の利用者。
 下絵の線からずれることもなく、一筆書きで猫の顔を切り抜く技術と集中力は、熟練の技のようには見えませんが、この作業を始めてようやく1年経つところだとのこと。どのようにして、そんなに短期間で技術を身に着けたのでしょうか？



コースターの形は、桜や犬、カエルなど、たくさんの種類があります。この日に製作されていたのは猫の顔。

◆「その人の特性」を活かす

工して、コースターづくりが行われていました。
 ①杉の板に鉛筆で型どりし、②糸鋸で切り抜き、③職員がバーナーで表面を焼き付けた後に、④焦げを落とし、⑤更に磨いていくという工程を得意分野ごとに分担して作業します。

利用者の「能力」を引き出し、作業とマッチングさせることが支援員の役割。そして、ものづくりを通して、利用者も、支援員も、人

利用者一人ひとりの特性を見つめ、すべての工程にチャレンジしてもらい、その時の様子や、普段の気づきを元に分担を決めます。



「ねこパズル」
 利用者のアイデアが詰まった作品は、平成27年度の県障害者福祉展(知的部門)で県知事賞を受賞！

糸鋸作業をしていた利用者は、今ではその工程を自分の役割として自信を持って作業しているとのこと。ほかにも、絵を描くのが好きな利用者には試しに描いてもらったパズルの図案が製品に繋がったケースもあります。

木工を担当する田口朋子支援員は、日頃の会話で聞いた内容を元に、一人ひとりに合った作業を見つめられるように心がけているそうです。
 「本工は動きが似ているので、『もしかしたらできるのではないかな?』と思えば、試してもらったのがきっかけです。」

製品に関するお問い合わせ
 指定障がい福祉サービス事業所
愛仙
 仙北市西木町小淵野字中関7
TEL 0187-47-3001
FAX 0187-47-3008
<http://http://akitaaisen.com/>

事業所では、障害者の農業参加「農福連携」の取組みも行っています。人手不足に悩む生産農家と、就労機会の確保を目指す事業所、それぞれのニーズを考慮し、コーディネートしたのは市でした。
 一方、様々な事業を通して、障害者の理解につなげること、「こんなこともできるんだ」と知ってもらうことが事業所の大事な役割だと、愛仙では考えています。

◆大切なのは「マッチング」



平成28年度の県障害者福祉展種別会長賞を受賞した「秋田のいいとこどりパズル」も、利用者がアイデアを出し合いました。

として成長していく。「ものづくりは、ひとづくり」だと久米理事長は考えています。

皆様の善意

令和元年8月及び9月に、皆様からお寄せいただいた善意を紹介します。

◎善意銀行へのご寄附◎

- ・そごう・西武労働組合秋田支部 様 4,071円
- ・社会福祉法人遊心苑 様 9,000円

◎物品預託◎

- ・北日本コンピューターサービス株式会社 様
- スタンダード(自走式)車椅子 10台
- スタンダード(介助式)車椅子 5台
- リクライニング式車椅子 5台
- 県内市町村社会福祉協議会
- 県内老人福祉施設 2ヶ所
- 県内障害福祉施設 4ヶ所
- 県内その他福祉施設 2ヶ所



北日本コンピューターサービス株式会社 様

・生命保険協会秋田県協会 様

〈福祉巡回車〉(軽自動車)

社会福祉法人美郷町社会福祉協議会 様

〈ふれあい福祉募金〉(各10万円)

特定非営利活動法人青垣

フリー・ステーション青垣 様

特定非営利活動法人友心

障害福祉施設 様

特定非営利活動法人ホープ・フル

障害就労支援事業秋田のうさん 様

特定非営利活動法人大曲ふれあい会

地域活動支援センターふれあい 様

特定非営利活動法人いなり福祉会

障害者就労支援施設すみれ 様



生命保険協会秋田県協会 様

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

株式会社マスターピース 様 143,200円



株式会社マスターピース 様

・デイリーヤマザキ湯沢関口店 様 7,310円

・秋田春光懇話会 様 40,807円

・秋田県自動車販売店協会 様 40,020円

・日本製紙労働組合 様

秋田支部青年女性部 様 36,505円

善意の募集JUNON

県民の皆様、各企業・各種団体の皆様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

善意銀行

本会では、皆様から寄せられたご寄附を、地域福祉を推進するための事業に活用させていただいております。

また、車椅子(未使用品)や音楽会等のイベントの招待券など、物品をお寄せいただいた場合は、寄附者の希望を伺いしながら、県内の市町村社会福祉協議会や社会福祉施設・団体等に配分しております。

災害遺児愛護基金事業

災害遺児愛護基金事業は、交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったたり、重い障害を受けた場合、義務教育修了前の児童を養育してい

る保護者に、基金の運用益と、皆様の善意による寄附金で、見舞金や奨励金、入学・卒業祝金の給付金を支給する事業です。

子ども達の心身の健やかな成長のため、皆様のあたたかいご支援をお願いいたします。

秋田魁新報社を通じてご寄附いただける場合

本社または各支局にお申し出ください。秋田魁新報「善意」の欄に掲載されます。

銀行から振込みでご寄附いただける場合

【善意銀行へのご寄附】

秋田銀行の窓口で専用振込用紙で手数料無料の振込ができます。

秋田銀行本店(普通) 478399

口座名義は

秋田県社会福祉協議会 です。

【災害遺児愛護基金事業へのご寄附】

秋田銀行、北都銀行の窓口で専用振込用紙で手数料無料の振込ができます。

秋田銀行本店(普通) 1001356

北都銀行本店(普通) 6354124

口座名義は

秋田県社会福祉協議会 です。

詳しくは、本会ホームページをご覧ください。

平成31年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために



ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円
--------------	---	---

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償 **改定**

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種級別 A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員 1人 1口あたり
① 入所型施設利用者	1,310円
② 通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種級別 A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員 1人 1口あたり
施設役員・職員 1名 1口あたり	3円(1日あたり)

① 施設職員の労災上乗せ補償 **改定**

- オプション：使用者賠償責任補償 **改定**

③ 施設職員の感染症罹患事故補償 **改定**

プラン 4 社会福祉法人役員等の補償

(賠償責任保険)

保険期間 1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137
受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間：平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



運動期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

令和元年度秋田県キャッチコピー
令和へと受け継ぎつなげる赤い羽根
(八郎潟町立八郎潟中学校2年 菅原 都子さん)

令和へと受け継ぎつなげる赤い羽根

令和元年度赤い羽根共同募金運動キャッチコピー
最優秀賞 菅原 都子さん(八郎潟町立八郎潟中学校2年)

平成30年度募金活動の様子(横手市)

赤い羽根共同募金
www.akaihane.or.jp

令和元年度共同募金運動啓発ポスター

いつも赤い羽根共同募金運動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。県民の皆様のあたたかい思いやりに支えられ、第73回赤い羽根共同募金運動がスタートしました。

赤い羽根共同募金運動は、「じぶんの町を良くするしくみ。」と表現されるように、各地域で実施され、お寄せいただいたご寄付は主にその地域の福祉活動に役立てられます。

令和の時代も、皆様の思いやりがつながり、地域にやさしさの輪が広がりますよう、変わらぬご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

**令和元年度秋田県募金目標額
198,952,267 円**

【助成計画の概要】

- あなたの町の社会福祉協議会の活動に…… **45.2%**
- あなたの町の福祉団体やNPOの活動に…… **17.6%**
- あなたの町で運動を進めるための経費に…… **6.5%**
- 秋田県内の広域的・先駆的な福祉活動に…… **6.1%**
- 災害等準備金の積立や災害時の緊急配分金に… **6.6%**
- 秋田県全体で運動を進めるための経費に… **18.0%**

助成計画の詳細については、本会ホームページをご覧ください。

2019年10月30日
発行/秋田県社会福祉協議会
秋田県秋田市旭北栄町1番5号
FAX (018) 8664127
TEL (018) 8664127

NHK歳末たすけあいの助成団体を募集します

今年も12月1日からNHK歳末たすけあい運動を実施します。この運動による県民の皆さまからの募金をもとに、県内で活動する団体が、地域における孤立防止を目的に冬期間実施する事業に対し助成します。

助成の概要、申請方法等の詳細については、11月中旬に秋田県共同募金会ホームページに掲載予定です。

～過去にはこんな事業に使われました！～

- ・子どもから高齢者までみんなが集えるイベントの開催
- ・無償の学習室に通う子ども達とのクリスマス会の開催
- ・介護者リフレッシュ体験交流事業 など

今年度の共同募金運動には、新しく「ありがとうステッカー」が登場しました。

地域によって、今までの赤い羽根の代わりに、ご協力のお礼としてお渡しするものです。



社会福祉法人秋田県共同募金会
http://www.akaihane-akita.or.jp/

赤い羽根 あきた